

## 8. 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き 名義変更または閉栓手続き、支払方法の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続き、支払方法の変更が必要です。 ※電話手続き可	すみやかに
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道部業務課 ☎ 0856-31-0422 FAX 0856-24-2711

### 公共下水道または農業集落排水に接続されており、井戸水や山水を使用していた

#### 手続き 使用水量認定申告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続き、支払方法の変更が必要です。亡くなられた方が名義人ではない場合も世帯人数の変更手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	下水道課 ☎ 0856-31-0323 FAX 0856-23-0930

## 下水道事業受益者負担金を納付中であつた

### 手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなされたときは、受益者の変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	下水道課 ☎ 0856-31-0323 FAX 0856-23-0930

## 9. 農地に関する手続き

### 農地を所有していた

### 手続き 農地法第3条の3の規定による届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有していた農地について、相続により権利取得をした場合に届出が必要です。	農地の権利を取得したことを知った時点からおおむね10カ月以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続した農地の明細	農業委員会事務局 ☎ 0856-31-0481 FAX 0856-31-0482